

史跡及び名勝嵐山国有地内竹林整備作業委託 仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、京都府教育委員会が実施する史跡及び名勝嵐山国有地内における竹林整備事業の作業委託を履行するために必要な事項を定めるものである。

(対象地)

第2条 本委託業務の対象地は、京都市右京区嵯峨鳥居本化野町18番地である。

(業務の内容)

第3条 本委託業務は、対象地における竹木の伐採、伐採した竹の集積、散在する竹の集積、集積した竹の切揃え、竹の積み込み、竹木の処分地への運搬、竹木の処分等、竹林整備に係る諸作業を行うものである。また、これに伴う仮設工事や現場管理を行うものとする。なお、作業の実施に当たり必要となる道具、機械等は受託者側で用意することとする。

(受託者の責務)

第4条 本委託業務は、国指定史跡及び名勝地内で行うことから、文化財保護法の趣旨に則り実施するものとする。

2 業務の実施にあたり知り得た情報は京都府教育委員会の許可なく外部に公表してはならない。

3 受託者は、業務の実施にあたっては「労働安全衛生法」等の関連法令を遵守すること。

4 業務の実施により、受託者の責による事故等の問題が生じた場合には、受託者の責任により解決すること。

(実施体制)

第5条 業務の実施に際しては、業務担当責任者1名を現地に常駐させること。

2 予定数量については、別表1のとおりとする。

(契約変更)

第6条 予定数量の増減等により契約額に変更が生じる場合は変更契約を締結することができるものとする。

(その他)

第7条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者側と協議を行うこととする。

史跡及び名勝嵐山国有地内竹林整備作業予定数量

作業内容	数量	単位	備考
竹伐採	20	本	人力作業
木伐採	3	本	人力作業
伐採竹集積	20	本	人力作業
散在竹集積	100	本	人力作業
集積竹切揃え	360	本	長さ 1.5mに切断
集積竹積込み	3	日	グラップル機械（オペレーター込）
竹木処分地運搬	3	日	4t ダンプ車
竹木処分	12,000	kg	

* 上記数量の作業以外に、仮設工事、現場管理等の諸作業を行うものとする。